

○枕崎市子ども医療費助成条例

平成5年3月29日条例第9号

改正

平成7年6月26日条例第25号

平成9年10月1日条例第22号

平成10年3月30日条例第15号

平成12年6月23日条例第26号

平成18年6月16日条例第38号

平成18年12月15日条例第52号

平成21年12月11日条例第25号

平成22年6月18日条例第17号

平成25年3月15日条例第5号

平成26年3月14日条例第8号

枕崎市子ども医療費助成条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子どもの疾病の早期発見及び早期治療を促進し、もって子どもの健康の保持増進を図るために行う子どもに係る医療費の助成に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「助成対象児」とは、医療保険各法に規定する被保険者又は被扶養者（以下「被保険者等」という。）である子どもをいう。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている子ども並びに枕崎市重度心身障害者医療費助成条例（平成5年枕崎市条例第13号）及び枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成7年枕崎市条例第25号）の対象者である子どもは除く。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

4 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費の支給をいう。

5 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

(助成対象者)

第3条 子どもに係る医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、本市に住所を有し、助成対象児を現に監護している者とする。

(助成)

第4条 市長は、助成対象児の受けた保険給付に係る一部負担金を医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）に支払った助成対象者に対して、子ども医療費助成金（以下「助成金」という。）を支給する。

2 助成金の額は、助成対象児1人1月の医療費につき、一部負担金の支払額とする。この場合において、当該助成対象者が受けた保険給付について、次に掲げる給付がなされるときは、当該助成対象者が支払った一部負担金から当該給付の額に相当する額を減じた額をもって、当該助成対象者の一部負担金とみなす。

- (1) 国又は地方公共団体の負担する医療に係る給付
- (2) 医療保険各法の規定により支給される高額療養費
- (3) 医療保険各法に基づく規約又は定款の定めによりなされる付加給付
- (4) 前3号に定めるもののほか、法令の定めによりなされる医療に係る給付
(証明手数料の助成)

第4条の2 市長は、前条の規定により医療費の助成を受ける者で、当該助成に係る証明手数料を保険医療機関等に支払ったものに対して、当該証明手数料の額を証明手数料助成金（1件につき50円を限度とする。）として支給する。

2 証明手数料助成金の支給等に関しては、第7条第1項及び第3項並びに第8条の規定を準用する。この場合において、「助成金」とあるのは「証明手数料助成金」と読み替えるものとする。
(受給資格者の登録)

第5条 助成対象者は、規則で定めるところにより、市長の助成金受給資格者登録（以下「登録」という。）を受けなければならない。

2 登録を受けた助成対象者（以下「受給資格者」という。）は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。この場合において、受給資格者が自ら届け出ることができないときは、その事情を明らかにして、他の者が届け出ることができるものとする。
(受給資格者証の交付)

第6条 市長は、登録を行ったときは、当該受給資格者に対して、子ども医療費助成金受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）を交付する。
(受給資格者証の提示)

第6条の2 助成対象児が保険給付を受けようとするときは、その都度被保険者等であることを証する書面（以下「被保険者証」という。）とともに受給資格者証を提示しなければならない。
(助成金の支給申請)

第7条 受給資格者は、助成金の支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 受給資格者が前条の規定により県内の保険医療機関等で被保険者証と受給資格者証を提示して保険給付を受けたときは、当該保険医療機関等から提供される情報に基づき、鹿児島県国民健康保険団体連合会から市長に当該保険給付に係る費用額その他助成金の算定に必要な事項が通知されたことをもって、前項の規定による助成金の申請があったものとみなす。

3 第1項の申請は、助成対象児が保険給付を受けた日の属する月から起算して2年を超えるときは行うことができない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

(助成金の支給)

第8条 市長は、前条第1項の申請があつたとき又は同条第2項の規定による申請があつたものとみなされるときは、その内容を審査のうえ助成金の額を決定し、当該申請に係る受給資格者に助成金を支給する。

(助成金の返還)

第9条 市長は、助成金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けたと認められるとき。

(2) 助成対象児の受けた保険給付の原因が第三者の行為によって生じたものである場合において、当該第三者が損害を賠償したとき。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(枕崎市乳幼児及び心身障害者の医療費助成に関する条例の廃止)

2 枕崎市乳幼児及び心身障害者の医療費助成に関する条例(昭和46年枕崎市条例第20号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例による廃止前の枕崎市乳幼児及び心身障害者の医療費助成に関する条例の規定に基づく医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年6月26日条例第25号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年8月1日から施行する。

(経過措置)

3 附則第4項の規定による改正後の枕崎市乳幼児医療費助成条例の規定及び附則第5項の規定による改正後の枕崎市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年10月1日条例第22号)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中枕崎市乳幼児医療費助成条例第2条第2項の改正規定及び次項の規定は、平成10年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の枕崎市乳幼児医療費助成条例第2条第2項の規定は、平成10年4月1日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の枕崎市乳幼児医療費助成条例第2条第6項、第4条及び第4条の2の規定、第2条の規定による改正後の枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例第4条の2の規定並びに第3条の規定による改正後の枕崎市重度心身障害者医療費助成条例第3条の2の規定は、平成9年10月1日以後の診療に係る医療費及び証明手数料の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年3月30日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年 6 月23日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 6 月16日条例第38号）

- 1 この条例は、平成18年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の枕崎市乳幼児医療費助成条例第 4 条の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年12月15日条例第52号）

- 1 この条例は、平成19年 3 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の枕崎市乳幼児医療費助成条例第 2 条第 6 項、第 6 条の 2、第 7 条第 2 項及び第 8 条の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成21年12月11日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の枕崎市乳幼児医療費助成条例（次項において「改正後の条例」という。）第 2 条第 1 項の規定は、平成22年 1 月 1 日以後の診療に係る医療費及び証明手数料の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費及び証明手数料の助成については、なお従前の例による。
- 3 平成21年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に 6 歳に達した者に係る改正後の条例第 5 条の規定の適用については、既に受給資格者の登録を受けている者とみなし、改正後の条例を適用する。

附 則（平成22年 6 月18日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年 7 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の枕崎市子ども医療費助成条例第 2 条第 1 項及び第 4 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費及び証明手数料の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費及び証明手数料の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成25年 3 月15日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の枕崎市子ども医療費助成条例の規定は、平成24年12月 1 日以後の診療に係る医療費及び証明手数料の助成について適用する。

附 則（平成26年 3 月14日条例第 8 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 7 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の枕崎市子ども医療費助成条例第 2 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費及び証明手数料の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費及び証明手数料の助成については、なお従前の例による。

○枕崎市子ども医療費助成条例施行規則

平成5年3月31日規則第8号

改正

平成7年6月26日規則第22号

平成9年10月1日規則第27号

平成18年12月28日規則第69号

平成22年3月31日規則第9号

平成22年6月25日規則第33号

平成24年3月30日規則第13号

平成24年7月2日規則第21号

平成27年8月1日規則第23号の2

平成28年3月31日規則第15号

枕崎市子ども医療費助成条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、枕崎市子ども医療費助成条例（平成5年枕崎市条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、特段の定めがある場合を除くほか、条例で使用する用語の例による。

(住所)

第3条 条例第3条に規定する「本市に住所を有し」とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されていることをいう。

(受給資格者の登録)

第4条 条例第5条第1項に規定する登録は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 子ども 氏名、住所、生年月日、性別及び監護している者との続柄
- (2) 子どもを監護している者 氏名及び住所
- (3) 子どもに係る医療保険 保険の種類、被保険者証の記号・番号、被保険者又は組合員の氏名、子どもとの続柄及び付加給付の有無
- (4) 助成金の受領を希望する金融機関名等 金融機関名（支店名）、預金種別、口座番号、口座名義人
- (5) その他市長が必要と認める事項

(登録申請)

第5条 登録を受けようとする助成対象者は、子ども医療費助成金受給資格者登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(受給資格者証の交付等)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、子ども医療費助成金受給資格者登録台帳（様式第2号）に登録し、所要事項の記載を行うとともに、子ども医療費助成金受給資格者証（様式第3号。以下「資格者証」という。）を、当該申請をした助成対象者に交付する。

2 受給資格者は、資格者証を破損し、若しくは汚損し、又は亡失したときは、子ども医療費助成

金受給資格者証再交付申請書（様式第4号）を市長に提出し、資格者証の再交付を受けるものとする。

（登録事項変更の届出）

第7条 条例第5条第2項に規定する登録事項の変更の届出は、子ども医療費助成金受給資格者登録事項変更届（様式第5号）に資格者証を添えて行うものとする。

（助成金の支給申請）

第8条 条例第7条第1項に規定する助成金（証明手数料助成金を含む。以下同じ。）の支給申請は、子ども医療費助成金支給申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付し、診療を受けた日の属する月の翌月以降行うものとする。

- （1） 医療保険に係る被保険者証又は組合員証
- （2） 資格者証
- （3） 医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局が発行する領収証又は医療証明書及び証明手数料の領収書
- （4） その他市長が必要と認める書類

（助成金額の決定）

第9条 市長は、条例第7条第2項の規定により申請があったものとみなされるとき又は前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金の支給の可否及び助成金の額を決定し、子ども医療費助成金支給（申請却下）決定通知書（様式第7号）により、当該申請をした受給資格者に通知する。

（資格者証の返還）

第10条 受給資格者は、その監護する子どもが子ども医療費助成対象児でなくなったときは、速やかに資格者証を市長に返還しなければならない。

（雑則）

第11条 この規則に定めるもののほか、子ども医療費の助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
（枕崎市乳幼児及び心身障害者の医療費助成に関する条例施行規則の廃止）
- 2 枕崎市乳幼児及び心身障害者の医療費助成に関する条例施行規則（昭和46年枕崎市規則第17号）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この規則による廃止前の枕崎市乳幼児及び心身障害者の医療費助成に関する条例施行規則の規定に基づく医療費の助成に関する手続きについては、なお従前の例による。

附 則 （平成7年6月26日規則第22号）

- 1 この規則は、平成7年8月1日から施行する。
- 2 改正後の枕崎市乳幼児医療費助成条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 （平成9年10月1日規則第27号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の枕崎市乳幼児医療費助成条例施行規則第8条、様式第2号及び様式第6号〔中略〕の規定は、平成9年10月1日以後の診療に係る助成金の支給申請から適用し、同日前の診療に係る助成金の支給申請については、なお従前の例による。

附 則（平成18年12月28日規則第69号）

- 1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、平成19年3月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の枕崎市乳幼児医療費助成条例施行規則（以下「旧規則」という。）第6条第1項の規定により枕崎市乳幼児医療費助成金受給資格者証の交付を受けている者は、速やかに改正後の枕崎市乳幼児医療費助成条例施行規則（以下「新規則」という。）第5条の規定に基づき乳幼児医療費助成金受給資格者証登録申請書を市長に提出し、新規則第6条第1項の規定による乳幼児医療費助成金受給資格者証の交付を受けなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の際、現に旧規則第6条第1項の規定に基づき交付されている枕崎市乳幼児医療費助成金受給資格者証は、この規則の施行の日から平成19年2月28日までの間においては、新規則第6条第1項の規定に基づき交付された乳幼児医療費助成金受給資格者証とみなして新規則を適用することができる。
- 4 この規則の施行の際、現に旧規則に規定する様式により作成されている申請書その他の用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成22年3月31日規則第9号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日規則第33号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。ただし、第5項の規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の枕崎市乳幼児医療費助成条例施行規則（以下「旧規則」という。）第6条第1項の規定により乳幼児医療費助成金受給資格者証の交付を受けている者は、速やかに改正後の枕崎市子ども医療費助成条例施行規則（以下「新規則」という。）第5条の規定に基づき子ども医療費助成金受給資格者登録申請書を市長に提出し、新規則第6条第1項の規定による子ども医療費助成金受給資格者証の交付を受けなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の際、現に旧規則第6条第1項の規定に基づき交付されている乳幼児医療費助成金受給資格者証は、この規則の施行の日から平成22年9月30日までの間においては、新規則第6条第1項の規定に基づき交付された子ども医療費助成金受給資格者証とみなして新規則を適用することができる。
- 4 この規則の施行の際、現に旧規則に規定する様式により作成されている申請書その他の用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
（準備行為）
- 5 この規則による改正後の新規則第5条の登録申請並びに新規則第6条の受給資格者証の交付及び当該交付に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても、新規則の例により行うことができる。

附 則（平成24年 3 月30日規則第13号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 7 月 2 日規則第21号）

この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成27年 8 月 1 日規則第23号の 2）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日規則第15号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。